

名古屋市感震ブレーカー設置助成金事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は名古屋市感震ブレーカー設置助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請の時期)

第2条 要綱第6条第2項に規定する令和2年度の交付申請の時期は、令和3年5月6日から令和4年1月31日までとする。

(補欠)

第3条 市長は、要綱第9条において補欠を決定したときは、補欠番号を付して補欠決定通知書（様式1）により申請者に通知する。

2 補欠は、補欠を辞退するときは、補欠辞退届（様式2）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補欠が助成金の交付対象に該当しなくなった場合、補欠決定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により補欠決定の取り消しをした場合、補欠決定取消通知書（様式3）により申請者に通知する。

5 補欠の期間は、令和4年1月31日までとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

様

名古屋市長

補欠決定通知書

年 月 日付け感震ブレーカー設置助成金に係る申請につきましては、下記の通り通知します。

記

1 補欠番号	
2 注意事項	<p>(1) 本通知書は、助成金の交付決定を確約するものではありません。</p> <p>(2) 本通知書による補欠としての権利の有効期限は、令和4年1月31日までです。</p> <p>(3) 補助金の交付決定前に事業に着手すると、補欠としての権利を失います。</p> <p>(4) 補欠を辞退される場合は、補欠辞退届（様式2）を提出してください。</p>

(様式2)

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 住所
フリガナ
氏名
生年月日
電話番号

補 欠 辞 退 届

下記の理由により、先に決定を受けた補欠を辞退します。

記

補欠番号	
辞退する理由	

(様式3)

年 月 日

様

名古屋市長

補欠決定取消通知書

年 月 日付けにて通知した補欠決定につきましては、下記の理由により、取り消しましたので通知します。

記

1 取消となる補欠番号	
2 取 消 日	
3 取 消 の 理 由	